令和5年9月
株式会社ラクーンレント

ラクーンレント賃貸保証契約条項　新旧対照表

※甲：賃貸人　乙：賃借人　甲：保証会社

旧	新	備考
第6条（原契約解除等） 4．甲又は丙は、原契約の規定にかかわらず、下記のいずれかの事由が存するとき、乙が書面又は口頭その他の手段によって、明示的に甲又は丙に異議を述べない限り、これをもって本物件の明渡があったものとみなすことができるものとし、甲及び乙は異議無くこれを承諾する。	第6条（原契約解除等） 4．甲は、原契約の規定にかかわらず、下記のいずれかの事由が存するとき、乙が書面又は口頭その他の手段によって、明示的に甲又は丙に異議を述べない限り、これをもって本物件の明渡があったものとみなすことができるものとし、甲及び乙は異議無くこれを承諾する。	修正

ラクーンレント保証委託契約条項　新旧対照表

※甲：賃貸人　乙：賃借人　甲：保証会社

旧	新	備考
第7条（遵守事項） 3．甲又は丙は、原契約の規定にかかわらず、下記のいずれかの事由が存するとき、乙が書面又は口頭その他の手段によって明示的に甲又は丙に異議を述べない限り、これをもって本物件の明け渡しがあったものとみなすことができるものとし、甲及び乙は異議無くこれを承諾する。	第7条（遵守事項） 3．甲は乙の占有下にあった本物件の鍵が一部でも返還された場合、本物件の明渡があったものとみなすことができる。	修正
一．乙が賃料等の支払いを2ヶ月以上怠り、丙が社会通念上、合理的な手段（電話・訪問等）を尽くしても乙と連絡が取れない状況の下、電気・ガス・水道の利用状況や郵便物の状況、ドアの開閉状況、本物件の外観、関係者からの聴取等から本物件を相当期間利用していないものと認められ、かつ乙が本物件を再び占有しようとしない意思が、客観的に把握・推認される事情が存するとき。		削除
二．乙の占有下にあった本物件の鍵が一部でも返還されたとき。		削除